

議案第3号

墨田区幼保小中一貫教育推進計画の改定について

上記の議案を提出する。

平成30年2月1日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり定める。

(提案理由)

「すみだ幼保小中一貫教育推進計画」を改定する必要がある。

墨田区幼保小中一貫教育推進計画（案）

（平成30年度～平成34年度）

平成30年2月改定

墨田区教育委員会

墨田区幼保小中一貫教育推進計画 目次

第1章 墨田区幼保小中一貫教育の現状と課題

- 1 はじめに . . . 1
- 2 本計画の位置付け . . . 2
- 3 今後の方向性について . . . 3

第2章 墨田区幼保小中一貫教育のねらいと方向性

- 1 ねらい . . . 6
- 2 取組の方向性 . . . 6

第3章 墨田区幼保小中一貫教育における取組

- 1 事業体系図 . . . 7
- 2 主な事業
 - 取組の方向1 中学校卒業までを見通した学習指導 . . . 8
 - 取組の方向2 中学校卒業までを見通した生活指導 . . . 10
 - 取組の方向3 就学・進学期を意識した取組 . . . 12
 - 計画推進のための取組 . . . 14

資料編

- 墨田区幼保小中一貫教育ブロック一覧 . . . 15
- 墨田区幼保小中一貫教育推進計画改定検討会委員名簿 . . . 16
- 墨田区幼保小中一貫教育推進計画改定検討会作業部会委員名簿 . . . 17

主な用語について

園等 = 区立、私立を含めた幼稚園・保育園・認定こども園等

教員等 = 園等・小学校・中学校の教員や保育士

子どもたち = 幼児・児童・生徒

第1章 墨田区幼保小中一貫教育の現状と課題

1 はじめに

教育は、幼稚園・保育園・認定こども園等（以下、「園等」という。）小学校、中学校のそれぞれの校種（以下、「校種」というときは、園等を含む。）の中でのみ完結するものではなく、子どもたちの将来の社会的自立までを見通した長期的な視野のもとで行うことが重要です。

園等、小学校、中学校は、学習指導・生活指導等において互いに協力し、全ての教員等は、中学校までの教育の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育に取り組む必要があります。

また、いわゆる「小1プロブレム・中1ギャップの未然防止」をはじめ、「確かな学力の定着と向上」など、学校が抱える課題は多様化・複雑化しています。これらの課題に対応するためには、一人ひとりの教員による指導や各校での取組に加えて、各校種間の連携、保護者・地域の協力を含めた地域全体の教育力の強化も求められています。

以上のことを踏まえ、墨田区教育委員会では、平成24年1月に計画を策定し、中学校卒業までを連続した教育期間と捉え、子どもたちの「生きる力」（＝知・徳・体のバランスのとれた力）を育む幼保小中一貫教育の取組を推進してきました。また、平成25年度からは、幼保小中一貫教育の取組を全ブロックで展開しています。

このたび、計画の期間が終了したことに伴い、平成30年度から34年度までの計画として改定することとしました。今回の改定では、前計画期間中に明らかになった課題と学習指導要領の改訂等の動向に対応する内容としています。

また、平成29年度までは、各ブロックが、子どもたちや地域の実情に応じた取組を実施してきましたが、平成30年度からは、ブロック毎の取組と全ブロックにおける共通した取組を並行して実施していくことで、さらなる幼保小中一貫教育の充実を目指していきます。

各取組には、数値目標を可能な限り定めるとともに、取組についての進捗管理も行い、幼保小中一貫教育を継続して推進していきます。

ブロック＝墨田区幼保小中一貫教育は、中学校の通学区域（10ブロック）に分け、地域や参加学校・園等の実情に応じて実施しています。ブロック一覧は、資料編（15ページ）をご覧ください。

2 本計画の位置付け

墨田区教育委員会では、次代を担うすみだの子どもたちが、豊かな社会生活を送っていくための確かな学力・体力・人間性を身に付け、健やかに成長することを願い、平成29年度から平成33年度までを期間とした「すみだ教育指針(墨田区教育振興基本計画)」を策定しました。

本計画については、「すみだ教育指針(墨田区教育振興基本計画)」の下位計画として位置付けています。

「すみだ教育指針(墨田区教育振興基本計画)」における幼保小中一貫教育

目標1 生きる力の基礎となる確かな学力の定着を目指します

取組の方向1 確かな学力の定着と向上

主要施策6 幼保小中一貫教育の推進

(事業1) 幼保小中一貫教育推進事業(連携型)

中学校区をブロックとした全10ブロック内の小・中学校及び区立、私立幼稚園、区立、私立保育園等が地域の特色に応じた共通の目標のもと、連携・交流を深めながら教育活動を行うことを通して、就学前の幼児教育と義務教育9年間の一貫した円滑な接続を図ります。特に外国語(英語)は、就学前の段階から外国語(英語)に親しむ活動を取り入れ、中学校まで一貫した外国語(英語)の進め方について、研究委託ブロックで研究し、その成果を全ブロックで展開していきます。

3 今後の方向性について

これまでは、各ブロックが、子どもたちや地域の実情に応じた幼保小中一貫教育の取組を、前計画の趣旨に則って進めてきました。

具体的な取組としては、異なる校種の子どもたちが一緒にあいさつ運動を行うなどの「子どもたち同士の効果的な交流」、小学校の授業を幼稚園や中学校の教員が参観し、参観した授業について協議を行うなどの「教員等同士の効果的な交流」があげられます。

しかし、「効果的な取組の全ブロック展開」、「取組の計画性・継続性」、「就学・進学期を意識した取組」については課題があります。

平成29年3月に新しい学習指導要領等が公示され、平成30年度には「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」が、平成32年度には「小学校学習指導要領」が、平成33年度には「中学校学習指導要領」がそれぞれ全面実施されます。新しい学習指導要領等では、現行の学習指導要領等の枠組みや教育内容を維持したうえで、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成していくこととしています。また、「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」によって、小学校入学までにどのような力を育みたいのかが明確に示されました。

「小学校学習指導要領解説 総則編」には、「特に第1学年入学当初における生活科を中心とした合科的な指導については、新入生が、幼児教育から小学校教育へと円滑に移行することに資するものであり、幼児教育との連携の観点から工夫することが望まれる」とあり、スタートカリキュラムによって、幼児期の学びの成果を小学校の学習につなげる必要があります。

さらに、新たな課題である小学校第5・6学年における外国語科（英語）の導入や小学校第3・4学年に外国語活動が位置付けられること、及び幼児教育に関する動向などに対応するための事業を明確に打ち出す必要があります。

そのため、今回の計画では、前計画の課題について引き続き取り組むとともに、新しい学習指導要領等の趣旨を踏まえた内容とします。

なお、平成28年度に規定された「義務教育学校」については、施設面や教員等の配置の課題も含め、今後の社会環境の変化や国の動向を踏まえ、必要な時期に改めて検討することとします。

スタートカリキュラム＝小学校へ入学した児童が、園等で経験した遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、安心して小学校生活を送り、自信をもって成長できるようにするためのカリキュラム。具体的には、小学校入学当初に園等で親しんできた活動を取り入れたり、小学校へ入学したばかりでも分かるように校内の表示を工夫するなどの環境を意図的に設定したりすることなどが考えられる。

義務教育学校＝学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小学校・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校。修業年限は9年とし、前期6年と後期3年の教育課程に区分する。教員は小学校と中学校の免許状の併有を原則とする。

(参考1) 学習指導要領等における幼保小中一貫教育の推進に関する内容

小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント

初等中等教育の一貫した学びの充実

- ・小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実
 - ・幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視
- 小学校・中学校の接続については、義務教育9年間を通じて、子どもたちに必要な資質・能力を確実に育むことを目指し、同一中学校区内の小・中学校間の連携の取組の充実が求められる。

幼稚園教育要領の改訂、保育所保育指針の改訂、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂の方向性

幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化を図るため、5歳児修了時まで育ててほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ててほしい姿」として明確にし、幼児教育の学びの成果が小学校と共有されるよう工夫・改善する。

「幼児期の終わりまでに育ててほしい姿」

「健康な心と体」₁、「自立心」₂、「協同性」₃、「道徳性・規範意識の芽生え」₄、「社会生活との関わり」₅、「思考力の芽生え」₆、「自然との関わり・生命尊重」₇、「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」₈、「言葉による伝え合い」₉、「豊かな感性と表現」₁₀の10項目について、園児の具体的な姿を示しています。

(参考2) 「墨田区教育施策大綱」に定める「目指す子どもの将来像」

総合教育会議では、区長と教育委員会が協議し、平成28年6月に区長が「教育施策大綱」を策定しました。本大綱では、「目指す子どもの将来像」を次のとおり定めています。

目指す子どもの将来像

(墨田区基本計画)

基本計画では、夢と希望にあふれるすみだらしい子どもを育成するため、「安心して暮らせる『すみだ』をつくる」という基本目標の中で「子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた教育を行う」(政策470)との政策を掲げ、それを実現するために

「意欲をもって学び、協働的に課題解決できる確かな学力を育む」(施策471)

「子どもの個性を活かし、健やかな心とからだを育てる」(施策472)

「地域に開かれた魅力ある学校環境をつくる」(施策473)

「家庭の教育力向上と、地域で子どもを育てるしくみをつくる」(施策474)

という4つの施策を掲げています。

(墨田区教育施策大綱)

教育施策大綱では、この基本計画の理念に基づき、「目指す子どもの将来像」を次のとおり設定しています。

1 将来、社会で活躍し、地域に貢献できる自立した人

ア 感性豊かでいろいろなことに興味・関心をもって学び、実践できる人

イ 自己肯定感を育みながら、まわりの人の立場や気持ちを思いやることができる人

ウ スポーツや遊びを通じて健やかな体を育むことができる人

2 郷土に誇りをもち、異文化とも敬意をもって積極的に交流できる国際感覚のある人

(参考3) 墨田区教育委員会 教育目標

墨田区教育委員会 教育目標

教育は、人権尊重の精神を基調として、豊かな知力、体力、行動力及び感性をそなえた区民の育成を目指さなければならない。また、誰もが生涯を通じて学び、支え合うことができる社会の実現を求めていかななければならない。

墨田区教育委員会は、このような考え方に立って、活力とゆとりある、人と地域と環境にやさしい墨田のまちづくりに寄与することを期し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

墨田区教育委員会では、幼児・児童・生徒（以下、子どもという）が知性、体力、行動力及び感性をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

広い視野をもち、自ら学び、考え、挑戦する力をもって行動する人
人と人とのつながりを大切にし、互いに相手のよさを認め、支え合う人
ルールを守り、仲間や地域の役に立つために能力を発揮する人

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校・園、家庭、地域がそれぞれ役割を担い、豊かな環境の中で、子どもたちが生涯にわたって主体的に文化やスポーツに親しむことができる人間として成長するように関係諸機関等との一層の連携を図る。

さらには、教育は、学校・園、家庭、地域それぞれが責任を果たし、連携して初めて成り立つとの認識に立って、すべての区民が教育に参加することを目指していく。

平成20年2月24日 墨田区教育委員会決定

第2章 墨田区幼保小中一貫教育のねらいと方向性

「第1章 墨田区幼保小中一貫教育の現状と課題」を踏まえ、本計画における墨田区幼保小中一貫教育のねらいと取組の方向性は、以下のとおりとします。

1 ねらい

「すみだ幼保小中一貫教育」は、「児童・生徒等の育成」及び「学校経営の工夫・改善」をねらいとし、子どもたちの個性・能力を伸長・発揮させ、様々な人とのかかわりを通して、仲間や地域等に貢献する意欲と能力を育んできました。また、学校種間の教育の「つながり」を円滑にするとともに、中学校卒業まで見通し、校種を越えて子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かい指導を行ってきました。

平成30年度からは、主要な教育課題の一つである「確かな学力の定着と向上」をねらいとし、子どもたちの「生きる力」(=知・徳・体のバランスのとれた力)を育んでいきます。

2 取組の方向性

前計画における「基本方針」の要素を基本とし、本計画では、今後5年間で実施していく事業を取組の方向性として、グループ分けを行いました。

具体的な取組の方向については、確かな学力の定着と向上のための「中学校卒業までを見通した学習指導」、児童・生徒等の育成のための「中学校卒業までを見通した生活指導」、学校経営の工夫・改善のための「就学・進学期を意識した取組」としています。

また、幼保小中一貫教育の取組を推進するに当たり、区全体及び各ブロック、園等、小・中学校がそれぞれの立場に配慮しながら、運営体制を明確にしておく必要があります。

したがって、各取組の方向とともに、「計画推進のための運営体制の強化」を明確に示しました。

各取組の方向に応じた実施事業については、第3章に掲載します。

第3章 墨田区幼保小中一貫教育における取組

1 事業体系図

幼保小中一貫教育のさらなる推進を目指し、これまで各ブロックで取り組んできた効果的な事業を全ブロックで実施します。また、特に推進すべき事業については数値目標を定め、進捗管理を行います。

なお、進捗の確認については、毎年度末の実績報告により行い、次年度への取組改善を図り、目標達成を目指します。

取組の方向1 中学校卒業までを見通した学習指導

教科における連携

出前授業、異校種間保育・授業参観、協働授業等の実施

学習に関するブロック内共通の取組

学習意欲向上の取組

取組の方向2 中学校卒業までを見通した生活指導

小1プロブレム・中1ギャップ未然防止のための取組

生活規律に関するブロック内共通の取組

子どもたちが主体となったルールづくりの取組

あいさつ運動・清掃活動（交流事業）の実施

取組の方向3 就学・進学期を意識した取組

保育要録、指導要録のより確実な引き継ぎ

スタートカリキュラムに基づいた取組の推進

就学、進学期の授業体験等の実施

就学、進学後を見すえた交流活動の実施

計画推進のための取組

連絡協議会等の開催

幼保小中一貫教育フォーラムの開催

幼保小中一貫教育の教育課程への位置づけ

継続性のある取組の実施

各事業の進捗管理

2 主な事業

取組の方向 1 中学校卒業までを見通した学習指導

幼児期には、自発的な活動である遊びや生活の中で、資質・能力の育成を目指しています。小学校では、幼児教育を通して育まれた資質・能力を踏まえた教育活動を、中学校では、小学校教育までの学習の成果を踏まえた教育活動を、それぞれ実施しています。このように、各校種間のつながりを推進するための取組を行い、子どもたちの確かな学力の定着と向上を図っていきます。

教科における連携

各校種の教員等が、学びの連続性を意識した指導方法の改善につなげるために、異校種の教育課程や指導方法を理解し、異校種の教員等との連携を図る取組を行います。

特に、平成32年度に小学校第5・6学年において外国語科(英語)が導入されることや小学校第3・4学年に外国語活動が位置付けられることに伴い、外国語(英語)を軸とした教科連携に取り組めます。本区ではすでに、小学校第1・2学年において、外国語活動を年6単位時間程度行っています。さらに、幼児期から外国語(英語)に興味をもつことができるような活動などを行います。

また、小学校6年生が、中学校に入学するうえでの学習面の心構えが持てるように、中学校の学習に関する心構えや中学校入学までに身に付けるべき学習内容に関する問題を掲載した「中学校入学プレブック ~学習面に関する心構え~」を配布します。

出前授業、異校種間保育・授業参観、協働授業等の実施

各校種の教員等が、さらなる授業改善を進めるために、各教科において、異校種への出前授業、小学校の教員と中学校の教員とのティーム・ティーチングなどの協働授業、保育や授業を他の校種の教員等が参観して協議を行うなど、教員等相互の交流を行います。

学習に関するブロック内共通の取組

家庭学習の習慣化を図るために、子どもたちの発達段階に応じた取組を行います。小・中学校では、宿題とは別に、家庭学習ノートの取組を行うなど、児童・生徒が自発的に家庭学習に取り組む姿勢を養います。

また、ブロック内で一貫した学習規律に関する指導を行うことができるように、子どもの発達段階に応じた学習規律のガイドラインを作成します。

学習意欲向上の取組

自ら学習に取り組む姿勢を醸成していくために、区では、現在、東京未来大学と共同で学習意欲を高める方法について研究しており、研究の過程で、学習意欲を高めるための基本の要素となるのは、「他者受容感」、「自己肯定感」であることが明らかになってきています。子どもたちの学習意欲を高めるために、研究成果を活用するなどして、各校・園等における学習意欲向上のための取組をさらに充実させていきます。

【進捗管理事業】

教科における連携：全教科

成果指標	国調査の学校質問紙調査で、「前年度までに、近隣等の小（中）学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行いましたか」という質問に「よく行った」、「どちらかといえば、行った」と回答した小学校、中学校の割合	現状値 (平成 29 年度)	小学校 76% 中学校 80%	目標値 (平成 34 年度)	小学校 90% 中学校 90%	
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
実施事業	異校種の教員等同士が協議会等で教育課程や指導方法を理解					
	出前授業、異校種間保育・授業参観等の実施		協働授業も実施			
	中学校入学プレブックの配布					

教科における連携：外国語（英語）

成果指標	国調査の児童・生徒質問紙調査で、「外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思いますか」という質問に「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」と回答した小学校 6 年生、中学校 3 年生の割合	現状値 (平成 29 年度)	小学校 6 年生 70.5% 中学校 3 年生 69.9%	目標値 (平成 34 年度)	小学校 6 年生 80% 中学校 3 年生 80%	
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
実施事業	異校種の教員等同士が協議会等で教育課程や指導方法を理解					
	出前授業、異校種間保育・授業参観等の実施		協働授業も実施			
	幼児が外国語（英語）に興味を持てる活動					
			ブロック内の小・中学校との連携事業含む			

取組の方向2 中学校卒業までを見通した生活指導

幼児や児童は、小学校や中学校へ入学すると、これまでと異なる環境で学校生活を送ります。異なる環境であっても楽しく充実した学校生活が送れるよう、校種間の確実な連携を図ります。また、ブロック内の学校・園等が一貫した生活指導を行ったり、子どもたちが合同であいさつ活動など行ったりするなどの取組を推進します。

小1プロブレム・中1ギャップ未然防止のための取組

小・中学生が「学校を休みはじめたきっかけ」として回答している要因の上位3つは、「友人関係」、「生活リズムの乱れ」、「勉強がわからない」となっています。（出典「不登校・中途退学対策検討委員会報告書」平成28年2月東京都教育委員会）

就学・進学期における不登校等を未然に防止するために、幼保小中一貫教育の視点から、保育要録・指導要録の引き継ぎ方法を統一するなど、より確実な引き継ぎを行うとともに、園等同士の横の連携・交流を行い、就学前幼児の交友関係を拡大することで入学後の友人関係に寄与する取組など行います。これらにより、幼児期から中学校卒業まで子どもたちを見守り、小1プロブレムや中1ギャップを未然に防ぐ取組を行います。

あわせて、家庭における小学校入学に当たっての準備や心構え等を伝えるために、5歳児の保護者に対して「小学校すたーとブック」を配布します。

保育要録・指導要録の引き継ぎ＝詳細は 取組の方向性3（12ページ）をご覧ください。

生活規律に関するブロック内共通の取組

夏休みなどの長期休業中や休業明けの時期などは、生活リズムが乱れがちな時期となるため注意が必要です。早寝、早起き、朝ご飯、歯磨き等の生活習慣を崩さないようにするために、ブロック内共通の生活リズムを整えるためのチェック表を活用するなどの取組を行います。

また、各校種間の共通理解を図り、一貫した生活指導を行えるようにするために、子どもの発達段階に応じた校則・ルール・マナーに関するガイドラインを作成します。

児童・生徒が主体となったルールづくりの取組

ルールがなぜ必要なのか、どのようなルールがいいのか、どうすれば皆がルールを守ることができるのかを、児童・生徒自身の問題として捉えさせ、成長段階に応じた課題を解決する力を育てます。

そのために、いじめ防止、SNSの適切な利用、よりよい言葉遣いなど、ブロック内の学校に共通した課題をブロック全体で解決するために、ブロック内の学校の代表児童・生徒が話し合っ

あいさつ運動・清掃活動（交流事業）の実施

子どもたちが地域への帰属意識を育み、社会規範を身に付けるために、小・中学生が幼児とともにあいさつ運動や地域の清掃活動に参加することで、幼児は小学生や中学生への憧れの気持ちをもち、小・中学生は幼児の模範となることで自信をつけるなど、生活指導面で効果のある取組を行っていきます。

【進捗管理事業】

小1プロブレム・中1ギャップ未然防止のための取組

成果指標	区学習状況調査（意識調査）で、「学校に行くのが楽しい」という質問で「とてもあてはまる」「まああてはまる」と回答した中学校1年生の割合	現状値 （平成29年度）	中学校1年生 88.4%	目標値 （平成34年度）	中学校1年生 93%
実施内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
園等同士の連携・交流 （就学前幼児の交友 関係の拡大）					
基本的な生活習慣を身に 付ける取組	取組内容の 検討	取組の実施			
生活指導に関する共 通ルールに関する取 組	ルールの検 討、ルールづ くり		取組の実施		

取組の方向3 就学・進学期を意識した取組

小学校への就学や中学校への進学に関して、保育要録・指導要録の抄本又はその写しの確実な引き継ぎや、定期的・継続的な協議の体制の確立を図る取組といった、就学・進学する子どもたちや保護者が、就学・進学に関する不安を解消し、期待をもつことができるような取組を行います。

保育要録、指導要録のより確実な引き継ぎ

就学・進学の際には、園等・小学校で作成した保育要録・指導要録の抄本又はその写しを、それぞれ小学校、中学校へ送付することとなっています。より確実な引き継ぎを行うために、要録送付の際に、各校種の教員等で面談時間を確保し、引き継ぎ方法の統一を図ります。

また、子どもたちを長期的な視野で見守るために、年度末の引き継ぎだけでなく、定期的、継続的に協議できる体制を作ります。生活指導面だけでなく、学習面についても情報共有を行い、連続した指導が効果的に行えるよう工夫していきます。

スタートカリキュラムに基づいた取組の推進

新入生が安心して小学校生活を送れるように、小学校においては、園等で親しんだ活動を取り入れたり、分かりやすく学びやすい環境を整備したりするなど、スタートカリキュラムに基づいた取組を推進することが重要です。

小学校が、スタートカリキュラムに基づいた取組を推進するために、幼保小中連絡協議会等の際に、小学校と園等の教員等が、園等の公開保育と一緒に参観して協議を行うなど、小学校の教員が園等での保育・教育内容を理解する取組を行っていきます。

また、園等は小学校へ、自身の園等の保育・教育内容を積極的に伝えていきます。

就学・進学期の授業体験等の実施

小学校、中学校へ就学・進学に対しての、子どもたちの不安を払拭できるように、小学生になる園児が小学校の施設見学や授業体験や、中学生になる小学校6年生が中学校の授業や部活動を体験など、新しい生活への期待を高める取組を行います。

就学・進学後を見すえた交流活動の実施

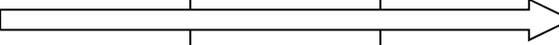
就学、進学時の不安を取り除くために、各種行事等の交流の中でも、特に接続期に配慮した取組を推進します。例えば、「小学生と5歳児の交流」や「中学生と小学校6年生との交流」などを行うことで、接続期を考慮した人間関係づくりにつなげます。

各ブロックで行ってきた「中学生又は小学生が、教員のアシスタントとして小学校又は園等に出向く」「小学生が幼児に読み聞かせを行う」「中学生が、小学校や園等の運動会・学芸会等のスタッフとして参加する」「小学校6年生を招き中学校体験を行う」「小学校1年生が、幼児に学校案内をする」など、効果的な取組を継続しています。

また、中学校の学校説明会における生徒会による学校生活の紹介や、園等の保護者会に小学校の教員が出向いて、学校紹介や小学校での生活について説明するなどの取組を進めます。

【進捗管理事業】

保育要録、指導要録のより確実な引き継ぎ

成果指標	各校種の要録の抄本又はその写しを送付する際、面談時間を確保し、確実な引き継ぎを行うことができた学校・園等の割合	現状値 (平成 29 年度)	-	目標値 (平成 34 年度)	100%
実施内容	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
各校種の要録の抄本又はその写しを送付する際の面談時間を確保した確実な引き継ぎ	引き継ぎ方法の検討・指針の作成	統一した引き継ぎ方法での実施			

計画推進のための取組

計画の確実な推進のための取組として、以下の事業を全ブロックで行います。

連絡協議会等の開催

ブロック内の全学校・園等の関係者が集まり、認識を共有し、課題について討議するために、年2回、幼保小中連絡協議会を開催します。本協議会では、中学校卒業までの系統立てた指導計画や指導方法を充実させるために、教科別の分科会を中心に各ブロックの課題に応じた分科会を設置し、教科の特性及び子どもたちや地域の実情に応じた取組を検討します。その際、小・中学校とともに園等の教員等も参加することで、幼稚園教育要領や幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針で目指している「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を学校と園等が共有し、初等教育の一貫した学びの充実を図ります。

また、定期的にブロック内で担当者会議を開催し、ブロック内の各校・園等の担当者の関係を密にし、様々な取組を計画的に進めます。

幼保小中一貫教育フォーラムの開催

各ブロックの効果的な取組を区全体で共有するために、年1回、幼保小中一貫教育フォーラムを開催します。本フォーラムには、教員等だけでなく、保護者を始めとした区民の方々も参加し、幼保小中一貫教育について、理解を高める機会としています。今後もより効果的な内容を目指し、引き続き実施していきます。

幼保小中一貫教育の教育課程への位置付け

幼保小中一貫教育の取組が、各校・園等の教育・保育をより充実したものにするために、前年度中に各ブロックで、次年度の幼保小中一貫教育推進の取組に関する計画を立て、幼保小中一貫教育の取組を教育課程等に位置付け、校務分掌に幼保小中一貫教育を定め、ブロックが一体となって幼保小中一貫教育の取組を行います。

継続性のある取組の実施

各校・園等における効果的な取組を継続できるようにするために、担当の引き継ぎを確実にいき、前年度中に計画を立て、次年度の各校・園等の行事予定に組み込み、計画的に実施します。

また、担当者対象の研修等も行い、幼保小中一貫教育推進のための核となる人材の育成にも努めます。

さらに、幼保小中一貫教育の取組を継続的に進めるために、取りまとめを輪番制にするなど、ブロック内の各校・園等の役割を分担する工夫をしていきます。

各事業の進捗管理

本計画を確実に実施するために、各ブロックで年度当初に本計画に沿った事業計画を立て、進捗管理をし、年度末には実施報告を行うこととします。教育委員会では本計画に基づき全ブロックの事業の進捗を確認していきます。

墨田区幼保小中一貫教育ブロック一覧

中学校	小学校	幼稚園	保育園・認定こども園
桜堤	第二寺島 隅田 梅若	向島文化	花園 あおやぎ しらひげ 鐘ヶ淵北 すみだ ほがらか 水神 梅若
吾孺第二	八広	八広 向島文化	八広 長浦 木ノ下
寺島	第三吾孺 第三寺島	第三寺島	ひきふね さゆり 中川 ナースリー
吾孺立花	中川 東吾孺 立花吾孺の森	立花	たちばな 中川南 東あずま 厚生館
墨田	小梅 言問 第一寺島	言問	寺島 杉の子学園 押上 向島ひまわり 小梅 グローバルキッズ押上園
文花	第四吾孺 曳舟 押上	曳舟	福神橋 文花 興望館 おむらい じょうえん曳舟 共愛館 小学館アカデミーひきふね駅前
本所	外手 横川 業平	あさひ	東駒形 本所たから 光の園 育正 ういず東駒形
両国	緑 二葉 両国	緑 江東学園 両国	江東橋 わらべみどり こひつじ 亀沢 墨田みどり 両国なかよし アスク両国 のびのび 両国すきっぷ
豎川	中和 菊川	菊川	立川 菊川 すみだ中和こころ すみだ川のほとりに笑顔咲くほいくえん チェリッシュあおぞら ベネッセ菊川北 あい・あい保育園錦糸町園
錦糸	錦糸 柳島	柳島	横川橋 きんし 太平 まなびの森保育園錦糸町 すこやか錦糸

(平成29年4月1日現在)

墨田区幼保小中一貫教育推進計画改定検討会委員名簿

校種等	所属等	委員氏名
アドバイザー	武蔵野大学 教育学部児童教育学科 教授	庭野 正和
私立保育園・私立幼保連携型認定こども園代表	ナーズリー保育園長	役 美和
区立保育園・公設民営保育園・区立幼保連携型認定こども園代表者	横川橋保育園長	有澤 恵美子
私立幼稚園代表	向島文化幼稚園長	吉川 宜範
区立幼稚園代表	緑幼稚園長	河原 宏子
区立小学校代表	第一寺島小学校長	近藤 幸弘
区立中学校代表	本所中学校長	長谷川 晋也
子ども・子育て支援部	子ども施設課長	金子 明
教育委員会事務局	次長	後藤 隆宏
	参事（庶務課長事務取扱）	岸川 紀子
	学務課長	須藤 浩司
	指導室長	横山 圭介
	すみだ教育研究所長	石原 恵美
	地域教育支援課長	岡本 香織

墨田区幼保小中一貫教育推進計画改定検討会作業部会委員名簿

校種等	所属等	委員氏名
私立保育園・私立幼保連携型認定こども園代表	こひつじ保育園長	伊藤 操
区立保育園・公設民営保育園・区立幼保連携型認定こども園代表者	東駒形保育園長	長野 美映
区立幼稚園代表	柳島幼稚園 副園長	金澤 里美
	曳舟幼稚園 副園長	森田 浩子
区立小学校代表	立花吾孺の森小学校 主任教諭	星野 英貴
区立中学校代表	錦糸中学校 副校長	倉田 一史
	竪川中学校 主幹教諭	安田 和子
子ども・子育て支援部	子ども施設課	後藤 妙子
教育委員会事務局	指導室 指導主事	吉田 啓
	すみだ教育研究所 統括指導主事	斎藤 圭祐
	すみだ教育研究所 一貫教育巡回指導員	村田 まり子

平成30年2月1日

平成30年度 図書館・図書室の蔵書点検に伴う休館について

1 蔵書点検について

(1) 実施目的

- ア 図書館全体の蔵書の実態を把握し、資料を速やかに利用者へ提供できるようにする。
- イ 蔵書更新・蔵書構成の基礎資料を作成する。
- ウ 財産管理を行う。

(2) 休館期間

土曜日、日曜日除く、平成30年6月5日(火)から同年7月6日(金)までの間、各施設が一斉休館とならないよう、5つのグループに分けて実施する。

2 休館日について

(1) 館名順

館名	期間
ひきふね図書館	6月18日(月)～6月22日(金)
緑図書館	7月3日(火)～7月6日(金)
立花図書館	6月5日(火)～6月8日(金)
八広図書館	6月26日(火)～6月29日(金)
東駒形コミュニティ会館図書室	6月5日(火)～6月8日(金)
梅若橋コミュニティ会館図書室	6月12日(火)～6月15日(金)
横川コミュニティ会館図書室	6月12日(火)～6月15日(金)
女性センター情報資料コーナー	6月26日(火)～6月29日(金)

(2) 実施順

館名	期間
立花図書館 東駒形コミュニティ会館図書室	6月5日(火)～6月8日(金)
梅若橋コミュニティ会館図書室 横川コミュニティ会館図書室	6月12日(火)～6月15日(金)
ひきふね図書館	6月18日(月)～6月22日(金)
八広図書館 女性センター情報資料コーナー	6月26日(火)～6月29日(金)
緑図書館	7月3日(火)～7月6日(金)

3 周知について

区報(5月21日号予定)、図書館ホームページ、図書館ニュースにて周知予定